登別市青少年表彰要綱

（趣旨）

第１条　青少年の誇りと自身を高め､郷土登別市の担い手としての豊かな心と実践力を育成し、かつ、自立心豊かで行動力に富み、他の範となる青少年に対して行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象及び基準）

第２条　表彰の対象は、４月１日現在で、市内に居住する満２８歳までの青少年（以下「個人」という。）又は満２８歳までの青少年で構成される団体・グループ（以下「団体」という。）であり、３年以上継続して活動し、次の各号のいずれかの基準を満たすものとする。

（１）自主的、かつ、無報酬で、地域の活性化や課題解決等に尽力し、地域づくりに貢献している個人又は団体で、平均して月に２回以上活動していること。ただし、政治・宗教活動、営利活動、職務としての活動又は学業（学科）単位取得を目的とする活動等は対象としない。

（２）自主的、かつ、無報酬で、学習、ボランティア、スポーツ・レクリエーション、文化・自然体験又はまちづくりなどの活動を通じて青少年の育成を目的とする青少年団体･グループ（政治・宗教活動や営利活動などを行う団体等や、学校や会社のクラブなどを除く）の活動支援に尽力している個人又は団体で、平均して月に２回以上活動していること。ただし、政治・宗教活動、営利活動、職務としての活動又は学業（学科）単位取得を目的とする活動等は対象としない。

（３）職場で取り組んでいる環境保全、地域振興、文化・スポーツ振興、社会福祉、国際貢献又は次世代育成などの社会貢献活動に積極的に参加し、働きながら、社会や他者のために地道に努力している個人で、平均して月に１回以上活動していること。

（４）職場で創意工夫により、製品の品質向上、作業の能率向上、省資源化、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良又は労働災害の防止など、技術や職場環境などの改善向上に貢献し、もって地場産業の振興・活性化に寄与したことが認められる個人。ただし、政治･宗教活動は対象とせず、単なる精勤者等についても対象としない。

（被表彰者）

第３条　被表彰者は、一般市民又は関係機関並びに関係団体の推薦により、青少年問題協議会において選考決定する。

２　前項に定めるものの他、登別市青少年問題協議会において、特に必要と認めたもの。

（表彰）

第４条　被表彰者には、登別市青少年問題協議会々長から表彰状と記念品を贈呈する。

（表彰の記録）

第５条　被表彰者は、表彰台帳に登録し、永久に保存するものとする。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。